登校許可証明書

【 出席停止となった児童・生徒 】
千葉大学教育学部附属特別支援学校
＿＿＿＿＿＿部＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は下記の疾患によって、令和 ＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日より療養中のところ、現在軽快し、令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日より登校許可を与えることが可能な状態であることを証明します。

○印	疾患名	出席停止の期間の基準 （医師の判断）
	麻しん （はしか）	解熱後３日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 （水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症が回復するまで
	ウイルス性肝炎 （A 型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑 （りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹 （とびひ）	患部を覆えれば登校可能、覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他（ ）	

学校生活での注意事項

本証明書作成日 令和＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

医療機関名・医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本証明書の様式は千葉大学総合安全衛生管理機構の助言のもとに、千葉大学医学部附属病院医師及び千葉大学教育学部附属学校園学校医の監修を経て作成したものです。

医療機関担当主治医　殿

千葉大学教育学部附属特別支援学校長

登校許可証明書発行のお願い

千葉大学教育学部附属特別支援学校では、児童・生徒が出席停止となる疾患に罹患した場合、各種法令等に照らし合わせて再度登校が許可される状態となったことを、それぞれの主治医としてご判断をいただき、「登校許可証明書」を発行して頂くようお願いしております。

つきましては、別添の様式に必要事項をご記入の上、当該児童・生徒または保護者にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

千葉大学教育学部附属特別支援学校
〒263-0001
千葉市稲毛区長沼原町３１２
電話０４３（２５８）１１１１